

○茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例

令和2年10月2日
茨城県条例第46号

茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例を公布する。

茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 特定システムへの登録等(第5条—第9条)
- 第3章 検査等の体制の充実(第10条)
- 第4章 新型コロナウイルス感染症に係る調査等への県民の協力等(第11条—第13条)
- 第5章 差別的取扱いの禁止等(第14条)
- 第6章 雑則(第15条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症が社会経済に重大な影響を及ぼしていることに鑑み、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はまん延を防止し、社会経済活動の維持を図るための措置を講ずることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「インフルエンザ特措法」という。)による措置と相まって、新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 事業者 法人及び事業を行う個人をいう。
- (3) 特定システム 事業者が新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止の取組の状況等に係る情報を県に提供するとともに公表し、また、当該事業者の事業所を利用した者が電子メールアドレスに係る情報を県に提供することで、当該事業所を利用した者の一部の者に新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合には、当該事業所を利用した者に対し県から新型コロナウイルス感染症の罹患の可能性についての注意を促す情報を提供するため、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と事業者又は当該事業者の事業所を利用した者の使用に係る電子計算機(携帯電話端末等(その一端が携帯電話端末又はPHS端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)をいう。)を含む。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(令3条例34・一部改正)

(基本理念)

第3条 新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立に当たっては、県、事業者、県民、市町村その他関係機関の相互の連携及び協力の下に、これが推進されなければならない。

(県等の責務)

第4条 県は、[前条](#)の基本理念([次項](#)において「基本理念」という。)にのっとり、国と連携しつつ、新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者及び県民は、基本理念にのっとり、[前項](#)の県の措置に協力するよう努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定システムへの登録等

(特定事業者の特定システムへの登録等)

第5条 次に掲げる事項その他の事情を総合的に考慮して知事が別に定める施設に係る事業所(当該施設において開催する大規模な催物であって、知事が別に定めるものを含む。以下この章において「特定事業所」という。)において事業を行う事業者(特定事業所が催物である場合には、当該催物を開催する事業

者を含む。以下この章において「特定事業者」という。)は、その特定事業所ごとに特定システムへの登録をしなければならない。

- (1) 不特定の者の用に供され、当該者が施設の一定の場所に一定の時間とどまることとなる施設の利用形態
- (2) 本県におけるインフルエンザ特措法第45条第2項の規定による施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止の状況
- (3) 新型コロナウイルス感染症のクラスター(新型コロナウイルス感染症に罹患した者の集団をいう。)の発生の状況

2 前項の登録(以下この章において「特定システムへの登録」という。)は、特定事業所ごとに、次に掲げる事項(以下この章において「登録事項」という。)に係る情報を特定システムにより県に提供することにより行うものとする。登録事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 業種
- (2) 特定事業所の名称、所在地、電話番号及び電子メールアドレス
- (3) 特定事業所における新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止の取組の状況
- (4) その他知事が別に定める事項

3 特定事業者は、特定システムへの登録に当たっては、登録事項を事実と異なるものとしてはならない。

4 特定システムへの登録をした特定事業者(以下この章において「登録特定事業者」という。)は、第2項の規定により特定システムにより県に提供した登録事項に係る情報(知事が別に定めるものに限る。)の内容を公表するため、当該情報の内容を出力した知事が別に定める書面(以下この章において「宣誓書」という。)を特定システムへの登録に係る特定事業所(以下この章において「登録特定事業所」という。)ごとの公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 登録特定事業者は、登録特定事業所における事業を廃止した場合には、その旨を知事に報告しなければならない。

6 知事は、登録特定事業所に係る情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。ただし、当該登録特定事業所に係る登録特定事業者から当該公表についての同意を得ていない場合には、この限りでない。

(登録特定事業所の利用者による特定システムの活用等)

第6条 登録特定事業所を利用する者(特定システムによる県への電子メールアドレスに係る情報の提供(以下この章において「特定システムの活用」という。)をすることができない者を除く。)は、利用の都度、当該登録特定事業所に掲示してある宣誓書に付された情報(当該情報がインターネットの利用その他の適切な方法により公表されている場合には、当該公表されている情報を含む。)に基づき、特定システムの活用をしなければならない。ただし、同一の登録特定事業所を1日につき2回以上利用する場合には、1日につき1回特定システムの活用をすることをもって足りるものとする。

(特定システムへの登録等に係る情報の漏えい防止措置)

第7条 県は、特定システムへの登録及び特定システムの活用に係る情報の漏えいを防止するため、当該情報の複製の制限、一定の期間経過後の特定システムの活用に係る情報の廃棄その他の必要な措置を講ずるものとする。

(特定事業者に対する措置)

第8条 知事は、特定事業者に対し、特定システムへの登録及び宣誓書の掲示並びに登録事項が事実と相違していないことを確認するため必要があると認めるときは、当該特定システムへの登録等に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、特定事業者がなお特定システムへの登録若しくは宣誓書の掲示をしていないと認めるとき、又は登録事項が事実と相違していると認めるときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて特定システムへの登録若しくは宣誓書の掲示又は登録事項と事実との相違の修正をすべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告をした場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、特定システムへの登録の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、当該特定事業者の特定事業所その他特定システムへの登録に関係のある場所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 検査等の体制の充実

第10条 県は、感染症法第15条第1項の規定による質問又は調査、同条第3項の規定による検体の提出又は採取及び同条第5項の規定による検査に必要な体制の充実を図るものとする。

(令3条例34・一部改正)

第4章 新型コロナウイルス感染症に係る調査等への県民の協力等

(新型コロナウイルス感染症に係る質問又は調査への協力)

第11条 県民(来訪者及び滞在者を含む。以下同じ。)は、知事が感染症法第15条第1項の規定に基づき、当該職員に行動の状況その他の新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な事項に係る質問又は調査をさせる場合には、当該質問又は調査に協力しなければならない。

(令3条例34・一部改正)

(新型コロナウイルス感染症に係る検体の提出又は採取への協力等)

第12条 県民は、感染症法第15条第3項の規定による検体の提出又は採取に協力しなければならない。

2 事業者は、知事が感染症法第15条第3項の規定に基づき、区域、業種その他の必要に応じ知事が定める範囲に係る者の検体の提出又は採取に応じることを当該職員に求めさせる場合であって当該者が従業者その他の当該事業者の関係者であるときには、当該検体の提出又は採取の実施に協力しなければならない。

(令3条例34・一部改正)

(新型コロナウイルス感染症に係る調査等に係る情報の漏えい防止措置)

第13条 県は、感染症法第15条第1項の規定による質問若しくは調査又は同条第3項の規定による検体の提出若しくは採取に係る情報の漏えいを防止するため、当該情報の複製の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(令3条例34・一部改正)

第5章 差別的取扱いの禁止等

第14条 何人も、新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 県は、新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由とする差別の解消のため、新型コロナウイルス感染症に関する知識の普及、不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由とする差別の解消のため、従業者に対する不当な差別的取扱いの禁止に関する教育その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 県民は、新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由とする差別の解消のために県及び事業者が講ずる必要な措置に協力するよう努めなければならない。

第6章 雑則

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。

付 則(令和3年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。